

登録できる 団体

風景づくりに関する自主的な活動を行う団体を「風景づくり活動団体」として世田谷区風景づくり条例第22条に基づき登録します。

<登録要件>

区と連携を図りながら風景づくりの推進に取り組む以下の団体

- 地域風景資産の保全・育成・創出に関する活動を行う団体
- 世田谷の風景づくりに関する普及啓発を行う団体
- 世田谷の風景づくりに関わる区民、事業者及び区との間の協働に関する活動を行う団体

- ・登録できる団体は、区に在住・在勤・在学の者を中心とします。
- ・人員構成は原則3名以上（家族以外の者を含む）とします。

活動団体登録 をすると…

（ 団体名や活動内容等を、区の窓口のほか、区のホームページや風景づくりに関する資料・刊行物などで区が適宜紹介します。

各団体の風景づくり活動の技術的支援として「風景づくりアドバイザー」の派遣を受けることができるほか、活動を行う上で区が可能な範囲で協力をします。

区が行う風景づくりに関するイベント等において、参加・PRの場を提供します。

風景づくりに関する各種催しのご案内のほか、風景づくり活動を進める区民間の交流や情報交換、区民と区の協働による風景づくりを検討する際のご案内をします。

登録 手続き等

[申請・相談窓口] 世田谷区都市整備部都市デザイン課
(住所) 世田谷区世田谷 4-21-27 (電話) 03-5432-2039

活動団体登録の申請

申請書の提出

「風景づくり活動団体登録申請書（様式あり・計3枚）」を
もれなく記入の上、都市デザイン課に提出します。

[申請書の提出部数] 1部

[申請書式の配布先]

- ・都市デザイン課窓口
- ・世田谷区ホームページよりダウンロード

[トップページ](#) [くらしのガイド](#)

[\(すまい・街づくり・交通\)風景づくり](#) [風景づくり活動団体](#)

登録通知書の交付

区は、「風景づくり活動団体登録申請書」の記載内容が登録要件を満たしていることを確認の上、「風景づくり活動団体登録通知書」を交付します。

[登録内容の公開]

登録後、「風景づくり活動団体登録申請書」の記載内容について、風景づくりの推進を目的に適宜公開します。

活動団体登録の更新、変更、辞退

更新 登録期間は原則5年間

- ・登録の有効期間は5年以内で区が定めます。
- ・更新を希望する場合は、有効期間満了の3ヶ月前から期間満了までに、「風景づくり活動団体登録申請書（更新）」を提出していただきます。
- ・有効期間を過ぎても更新されない場合は、団体登録を辞退したものとし、登録解除となります。

変更 登録内容を変更したら

- ・登録の有効期間中に、「風景づくり活動団体登録申請書」の内容に変更が生じた場合は、速やかに「風景づくり活動団体変更届出書（様式あり）」1部を区に提出します。
- ・受領後、区は、内容確認の上、「風景づくり活動団体変更登録通知書」を団体宛に交付します。

解除 団体登録をやめたい

- ・登録の有効期間中に、団体登録を辞退したい場合は、書面にて辞退の申出をしてください。（様式任意。団体名、代表者名（要押印）、辞退の理由等を明記の上、1部提出します。）
- ・受領後、区は、内容確認の上、「風景づくり活動団体登録解除通知書」を団体宛に交付します。